

認定看護師による同行訪問看護の説明書

1. 認定看護師による同行訪問看護について

在宅で療養をしている利用者様に対し、訪問看護師と同じ日に訪問し、専門的な看護ケアを直接自宅で提供します。認定看護師と訪問看護師が共にケアを行うことで、看護の質を保証したケアを継続して実践いたします。認定看護師とは、専門的な看護ケアにおいて、熟練した看護技術と知識があると認められた看護師をいいます。

1) 対象者

(1) 緩和ケア認定看護師への依頼の場合

悪性腫瘍の鎮痛療法もしくは化学療法を行っている方

* 鎮痛療法または化学療法とは、注射による鎮痛剤注入または抗悪性腫瘍剤の注入を在宅で行っていること。

(2) 皮膚・排泄ケア認定看護師への依頼の場合

真皮を越える褥瘡を有する患者、人工肛門もしくは人工膀胱を造設している者で、管理が困難で通院が困難な患者

2) 認定看護師による同行訪問の時間帯

時間は利用者様、ご家族様、訪問看護師と相談し調整します。

3) 同行訪問の移動手段

病院公用車(白い鳩号)で自宅に訪問します。

料金は	片道 5 km未満	524 円	
	片道 5 km以上 10 km未満	1,048 円	
	片道 10 km以上	1,571 円	としています。

2. 利用料

1) 医療保険の区分による負担となります。

基本料金 12,850 円 一割負担の方・・・1,285 円
三割負担の方・・・3,855 円

2) 料金の請求について

訪問後、規定日以内に当院の会計窓口にてお支払いください。その際、保険証を持参してください。請求書は訪問日の翌日等に会計窓口にてお受け取りできるようにいたします。

3. 認定看護師による同行訪問看護の利用方法

主治医の指示のもと、訪問看護師から依頼があった場合に、利用者様およびご家族様のご希望、同意を前提に行っています。

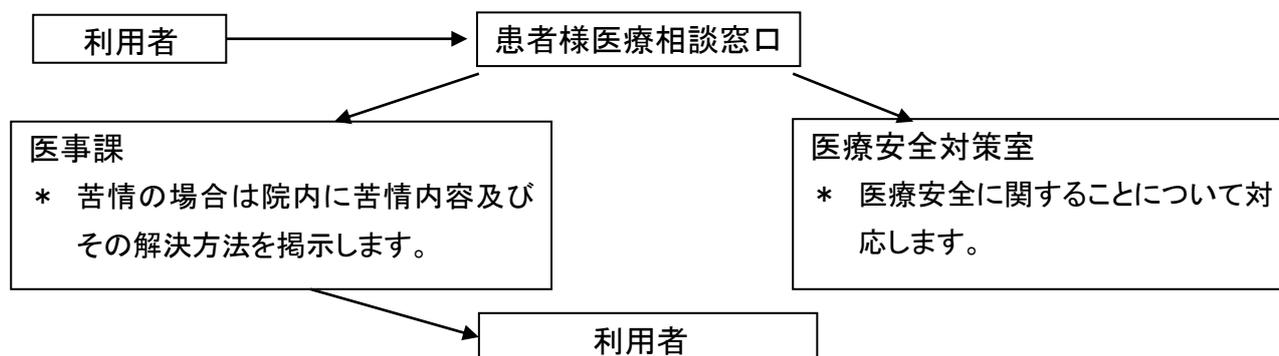
訪問予定日以外や夜間、休日の対応、療養相談は訪問看護ステーション看護師にご相談ください。

4. お薬の処方、処置について

- 1) 利用者様のお薬は、主治医の指示により処方箋にて院外調剤薬局にて受け取っていただきます。
- 2) 処置については、主治医の指示により行い、創傷被覆材などの診療材料は、医療保険の区分による負担となります。

5. サービス内容に関する相談

- 1) 当院の患者様医療相談窓口にご連絡ください。
連絡先：地域医療連携部 電話 0176-23-5869
受付日・受付時間 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時
- 2) 相談体制フロー



3) その他

当院以外に、お住まいの市町村および青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情を窓口に伝えることができます。青森県国民健康保険団体連合会(苦情処理委員会) 017-753-1336

6. 秘密の保持について

- 1) 当院の従事者は、正当な理由がなくその業務上知りえた利用者様およびご家族様の秘密を漏らしません。
- 2) 当院では、利用者様の医療上緊急の必要がある場合、または担当者会議等で必要がある場合に限り、必要な範囲内で利用者様またはご家族様の個人情報を用います。

7. 事故発生時の対応方法

- 1) 訪問看護中に事故が発生した場合は、利用者様に対し応急処置、主治医への報告措置講じ、速やかにご家族に連絡を行います。
 - 2) 事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、事故発生防止のための対策を講じます。
- * ご不明な点、お問い合わせは十和田市立中央病院 地域医療連携部までご連絡ください。

十和田市立中央病院 地域医療連携部 電話 0176-23-5869